

新型コロナウイルス感染症への対策について

令和4年1月21日

鴻巣市では1月19日に「第33回鴻巣市新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、まん延防止等重点措置の適用となった場合に備え、事前の対策を協議いたしました。

その後、政府の決定を受け、埼玉県がまん延防止等重点措置区域を県内全域に指定したことから、鴻巣市では以下のとおり対応を決定いたしました。

(1) 公共施設の対応について

以下の感染防止対策を徹底し公共施設の開館・開所を行う。

- ・利用人数を原則として定員の1/2以下に制限
- ・発声を伴う活動等の制限
- ・飲食の制限

※ただし、馬室キャンプ体験広場は当面の間、利用休止とする。

(2) イベントについて

- ・各主催者が実施の可否について判断し、実施する場合は感染対策を徹底した上で実施する。